

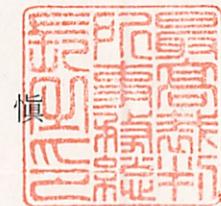
最高裁秘書第3841号

令和3年12月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

11月15日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

最高裁が、報道各社からの依頼に基づき、第25回国民審査を受ける最高裁判所裁判官のアンケート回答を送付した際に作成し、又は受領した文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第4054号

令和4年1月5日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁が、報道各社からの依頼に基づき、第25回国民審査を受ける最高裁判所裁判官のアンケート回答を送付した際に作成し、又は受領した文書

2 苦情の申出がされた日

令和3年11月24日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）諮詢第45号

(2) 謝問日

令和3年12月24日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第4055号

令和4年1月5日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情） 諒問第45号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年12月24日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、本件不開示部分が行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第6号に定める不開示情報に該当するかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

最高裁が、報道各社からの依頼に基づき、第25回国民審査を受ける最高裁判所裁判官のアンケート回答を送付した際に作成し、又は受領した文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、11月15日付で一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

本件開示文書は報道機関からアンケートの依頼を受けた最高裁判所判事が作成した回答書である。本件不開示部分にはアンケートの質問事項及び回答が具体的に記載されている。本件不開示部分のうち質問事項は報道機関の取材内容そのものであり、回答についても報道機関がその編集方針に基づき編集の上報道されることが予定されているものであると考えられる。そうすると、本件不開示部分を公にすることで報道機関の取材活動の内容が他に知られるなど、報道機関における取材活動の自由を尊重することで築き上げられてきた報道機関との信頼関係が

損なわれて、裁判における広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分に記載された情報は、法第5条第6号に規定する不開示情報に相当する。

よって、原判断は相当である。